

件名	愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例
主管課	環境政策課
根拠法令等	国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律 (平成16年3月31日公布、平成16年4月1日施行)
<p>【改正の概要】</p> <p>国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律により都市再生特別措置法が改正されたことに伴う規定整備</p> <p>環境影響評価を行うべき対象事業が都市計画に定められた場合に、事業者によって環境影響評価等の手続を行うこととされている都市計画決定権者に、「都市再生特別措置法第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町」を追加する。</p>	
施行日	公布日施行
<p>【その他参考事項】</p> <p>国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律の概要</p> <p>1 国土利用計画法の一部改正 土地利用基本計画の作成等に要する経費の財源に充てるための交付金制度の廃止</p> <p>2 都市再生特別措置法の一部改正</p> <p>(1) 都市再生基本方針の見直し</p> <p>(2) 都市再生整備計画の作成 市町村は、都市再生整備計画を作成することができる。 都市再生整備計画には、都道府県知事の同意を得て、本来都道府県が決定等することとされている都市計画で(4)により市町村が決定等することができることとされるもの(市町村決定計画)を記載することができる。</p> <p>(3) 交付金 国は、予算の範囲内において、市町村に対し、国土交通大臣に提出された都市再生整備計画に基づく事業等に要する経費に充てるため、交付金を交付することができる。</p> <p>(4) 都市計画法等の特例 市町村は、市町村決定計画の決定等を行うことができ、この場合に、当該都市計画に市町村を施行予定者として定める。 市町村は、都道府県に対し、都市再生整備計画に記載された事業の実施に関連して必要となる地域地区に関する都市計画の決定等の要請をすることができる。</p>	